

指定管理評価表(尼崎市立園田青少年体育道場)

令和2年3月31日現在

施設概要	尼崎市立園田青少年体育道場(尼崎市東園田町8丁目111番地の8) 開館時間:9:00~21:00 (休館日:年末年始) 施設設置目的:体育を通じて心身ともに健全にして社会性に富んだ青少年の育成を図るための施設 事業内容:空手、剣道その他一般体育及びレクリエーション活動のための場の提供			
指定管理者の名称	尼崎市スポーツ少年団			
指定期間	平成29年4月1日~令和4年3月31日			
業務概要	施設の維持管理業務			
利用状況等	項目名	令和元年度	平成30年度	平成29年度
	貸室利用者数	9,416 人	9,599 人	10,530 人
	貸室稼働率	79.6 %	82.9 %	86.9 %
所管課・所管課長名	子ども青少年局子ども青少年部青少年課・藤川 浩志			
評価対象期間	平成31年4月1日~令和2年3月31日			

評価項目	説明	評価	評価コメント
1 サービスの質の維持・向上		B	利用者の自主的な管理により、運営・維持されている施設であり、指定管理者による利用予定の調整によって、地域の体育のみならず、レクリエーション活動の場としても、多数の利用者に利用されている。
サービス向上	サービス向上の取組みがされているか		
施設利用者数	施設利用者の掘り起こしがされているか		
利用者要望の把握	利用者要望の把握がされているか		
事業計画性、透明性	事業が計画的に、かつ透明性を確保して実施されているか		
住民・利用者の参画	住民または利用者とのパートナーシップを推進しているか		
2 適正な施設の管理		B	防災訓練には、利用団体から各1名以上参加しており、緊急時にも対応できるように努めている。
施設保守・管理	施設の保守、管理が適正に実施されているか		
危機管理	事故・緊急時の体制が十分に整備されているか		
個人情報管理	個人情報の管理が適正であるか		
3 収支・経費節減		B	場内に節電・節水等の掲示をし、利用者に周知徹底を行うことで、光熱水費の削減に積極的に取り組んでいる。
収支状況	収支の状況が適正かつ良好であるか		
経費節減の取組	経費節減の取組みがされているか、		
4 指定管理者の経営状況等		B	適正な会計手続きがなされており、収支状況についても問題はない。
会計状況	適正な会計手続きがなされているか(監査報告書等による)		
5 その他		B	適正に管理されている。
文書等の管理	文書類、帳簿、備品、資料等が適切に管理されているか		

指定管理者選定に係る事業計画書の主な取組内容	左記に関する取組状況とその取組に対する評価
・青少年団体及び地域住民の体力の増進と、生涯スポーツを楽しめるコミュニティづくりの場所になるよう努める。 ・常に道場の整理整頓を心がけるなど、建物の環境整備に努め、利用者が快適に利用できる環境を提供する。	利用者による日常清掃に加え、当番制で定期清掃を行っており、良好な利用環境が保たれている。また施設から出たごみについても、各自で持ち帰るよう、周知がなされている。地域の体育のみならず、レクリエーション活動の場としても多くの利用があり、地域コミュニティの発展に有効に活用されている。

総合評価	総合評価の理由、今後の課題等
B	利用者の自主的な管理により、運営・維持されている施設であり、団体同士が協力して声掛けを行いながら、施設の整理整頓や清掃等を行うことより、快適に利用ができる環境が整えられている。また、意識的に光熱水費の削減にも取り組んでおり、適正な管理がなされていると言える。

※ 評価は、A~Eの5段階評価とする。

※ 確認調査の結果をチェックリスト等に記入する。更に1~5の大項目ごとに評価を行った後、総合評価を行うこと。

※ A:非常に良好である又は非常に成果があった。 B:やや良好である又はやや成果があった。 C:取組状況の水準が普通である。

D:やや改善の余地があった。 E:多くの改善すべき点が見受けられる。